

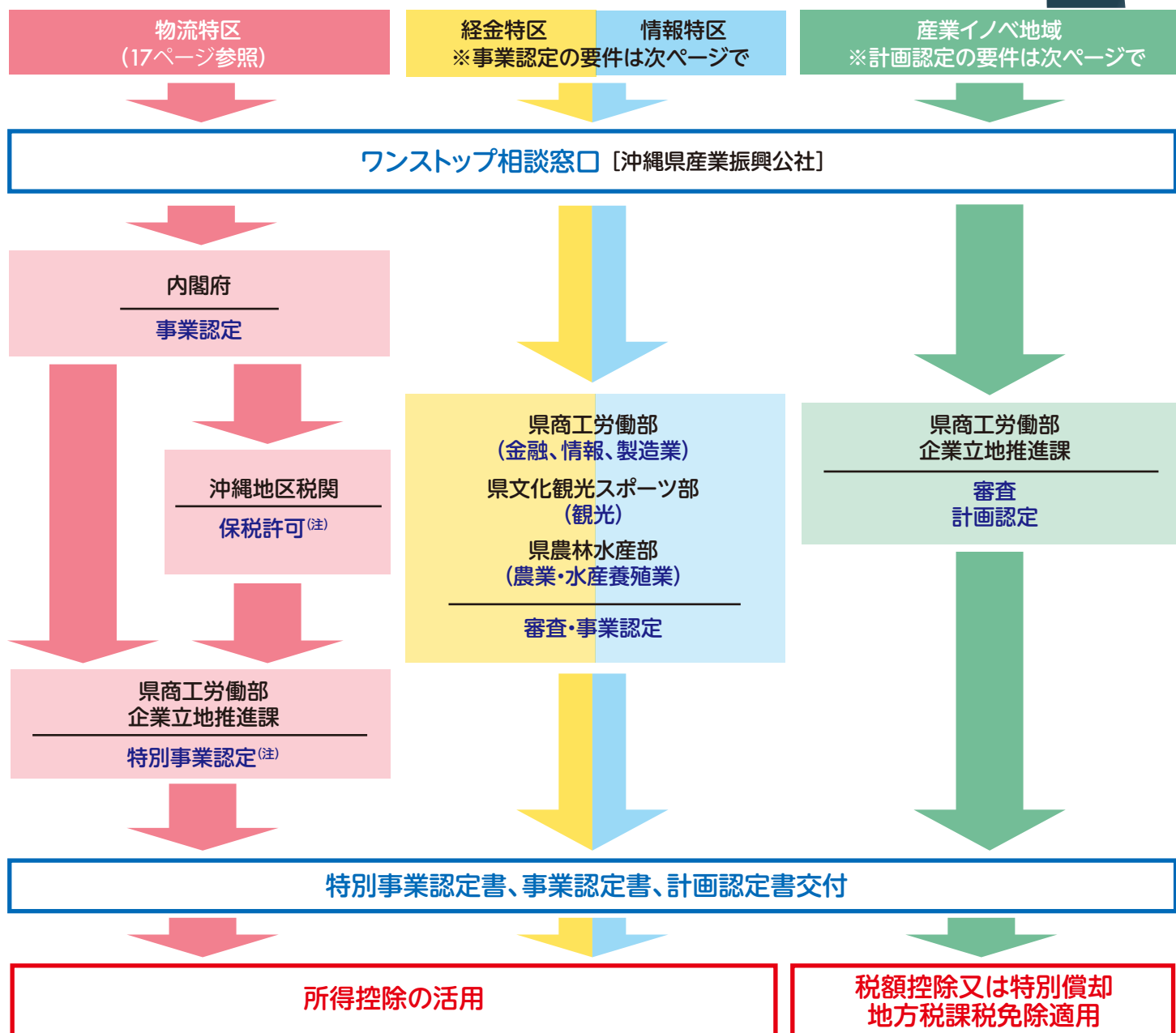
国税・地方税共通

# Q15 特区・地域の税制優遇措置を受けるために、事前の認定手続きが必要な場合がありますか？



**A** 各特区において所得控除を受けるには、事前の事業認定（物流特区の場合は特別事業認定）が必要になります。

また、産業イノベ地域において税制優遇措置を受けるためには、事前の計画認定が必要になります。それぞれの認定手続きは以下のように行われます。



(注) 保稅許可と特別事業認定の順序は問いません。ただし、事業認定後1年以内に保稅許可を取得しない場合は、事業認定は失効し、それに伴い特別事業認定も失効します

経金特区

申請書提出先:沖縄県

- ①区域内(名護市内)で平成26年4月10日以後に設立された法人で、名護市内に本店又は主たる事務所を有していること
- ②名護市内の事業所で常時使用する従業員(P17参照)のうち5人以上の者が、i)名護市内、ii)名護市に隣接する市町村、iii) ii)の市町村に隣接する市町村(\*)、のいずれかに住所を有すること
- ③設立から10年以内(P17参照)であること
- ④事業計画が適切であると認められること
- ⑤業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること
- ⑥名護市内では、主として対象産業を営むものであること
- ⑦法人全体としても、対象産業以外を主たる事業として営まないものであること
- ⑧役員のうち、金融関係法令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日等から3年を経過しない者がいないこと
- ⑨ i) 風俗営業、ii) 性風俗関連特殊営業、iii) 公序良俗を害するおそれのある事業、を行わないものであること

(\*) 名護市内に隣接する市町村…東村、大宜味村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村  
隣接市町村に隣接する市町村…国頭村、金武町、うるま市、沖縄市、読谷村

情報特区

申請書提出先:沖縄県

- ①情報通信特区の指定の日(平成24年5月24日)以降に特区内に設立された法人であること
- ②特区内に本店又は主たる事務所を有すること
- ③常時使用する従業員(P17参照)の数が5人以上であること
- ④法人の設立から10年以内(P17参照)であること
- ⑤特区内においては、専ら特定情報通信事業を営むこと
- ⑥特区外事業所では、一定の業務(注)以外の業務を行わないこと
- ⑦特区外の事業所における従業員数が常時使用する全従業員数の20%又は3人のいずれが多い人数以下であること

(注)「一定の業務」とは、以下の業務をいう。

- ▶当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
- ▶当該法人が提供する役務の広告・宣伝を行う業務
- ▶当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
- ▶当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- ▶当該法人が提供する役務に関する情報の提供を行う業務
- ▶当該法人が役務を提供するために設置する電気通信設備の保守点検を行う業務
- ▶上記業務に付随する業務



産業イノベーション地域

申請書提出先:沖縄県

- ①その計画の内容を実施することにより、その地域の「産業高度化」又は「事業革新」を図るために有効かつ適切なものであること
- ②その計画の実施が、確実に実施されると見込まれるものであること

○産業高度化

- ・製品又は役務の開発力が向上すること
- ・生産又は役務の提供に関する技術が向上すること
- ・経営の能率が向上すること

○事業革新

- ・沖縄の特産物である農林水産物又は鉱工業品により、新事業を創出又は需要を開拓すること
- ・沖縄の特産物である鉱工業品の生産に係る技術の活用により、新事業を創出又は需要を開拓すること



## 事業(計画)認定申請に必要な資料

必要書類名	経金特区 (沖縄県)	物流特区 事業認定 (内閣府)	物流特区 特別事業認定 (沖縄県)	情報特区 (沖縄県)	産業イノベ 地域 (沖縄県)
特別事業認定申請書			●		
事業(計画)認定申請書	●	●	●	●	●
役員名簿	●				
役員の要件に関する宣言書(様式第3号)	●				
常時使用する従業員名簿(経金様式第4号、情報様式第2号)	●			●	
事業計画書	●	●		●	
定款の写し	●	●	●	●	●
登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	●	●	●	●	●
法人設立届出書の写し	●				
役員の履歴書	●	●			
常時使用する従業員に係る雇用契約書及び雇用保険被 保険者資格取得等確認通知書	●		●	●	
常時使用する従業員に係る住民票抄本	●				
事業に係る施設の床面積を記載した施設の図面	●	●			
雇用計画	●	●		●	
設備投資計画	●	●			
収支実績及び計画	●	●		●	
資金計画	●	●			
販売実績及び計画	●	●			
会社等概要	●	●		●	
理由書	●	●			
誓約書		●			
保税業務担当者名簿		●			
決算書報告書(又は決算書等様式使用)		●			●
事業報告書					●
作業(製造)工程図		●			
貨物取扱利用見込書		●			
事業所の設置場所を使用する権利に関する事項を明らかにする書類		●			
貨物管理規定		●			
導入設備設置建物の位置図					●
建物内部における設備等の配置図					●
事業に関する許可証・証明書等の写し					●
導入資産に関する資料					●
資金調達に係る資料					●
顧客の情報を保管するために必要な施設又は設備の内容を明らかにする書類				●	
情報特区の区域外にある事業所において業務に従事する 従業員名簿(様式第3号)				●	
情報特区の区域外にある事業所において業務に従事する 従業員に係る雇用契約書及び雇用保険被保険者資格取得等 確認通知書				●	
その他知事が必要と認める書類	●		●	●	●

必要書類は各HPから  
入手できますので、  
申請をする企業は  
ご参照下さい。

- 経金特区 申請書 <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/johosangyo/keizaikinyukasseikatokku/250508kinyu.html>
- 情報特区 申請書 <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/johosangyo/zyouhoutiikitokku/zyouhoutiikitokku-top.html>
- 物流特区 事業認定申請書(国) <http://www.8.cao.go.jp/okinawa/seisaku/okishinhou/2014kaisei/shinseiyoushiki.html>
- 物流特区 特別事業認定申請書(沖縄県) <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritchi/index.html>
- 産業イノベ地域 計画認定申請書 [http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritchi/news/sangyouinnovation\\_procedure.html](http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritchi/news/sangyouinnovation_procedure.html)